

設計図書等に関する質問書兼回答書

提出日	令和8年 7 月 15 日
事業者名 (HP 掲載時は非公表)	

開札日	令和 8 年 7 月 28 日
入札番号	第 7 号
案件名	鹿沼市地籍調査支援システムリース

質 問 内 容	鹿 沼 市 回 答 (回答日: R8 年 7 月 15 日)
仕様書第 2 章第 6 条・第 11 条 賃貸借開始に当たり、その納期について中東情勢の影響、コロナウィルス感染拡大等を事例とした、不測の事態を原因とした納期遅延が発生した場合、指名停止や違約金等発生することなく、納期延長等の協議に応じていただけますでしょうか。	納期遅延が発生すると判明した時点でご相談いただければ、納期延長等の協議に応じることは可能です。 納期遅延の発生が見込まれる場合は、既存システムのリース延長の手続きを行う必要があるため、事前に連絡をお願いします。
仕様書第 2 章第 7 条 ソフトウェアへの動産総合保険付保は必要でしょうか。	ソフトウェアに関しては不要です。 第2章の第7条に記載の通り、リース物件にのみ動産総合保険の付与をお願いします。
仕様書第 2 章第 7 条 契約終了時の機器撤去に当たり、貴市にて機器の結線等取り外しの上、取りまとめていただくことは可能でしょうか。また、受注者は機器搬出のみ行うという認識でよろしいでしょうか。	左記認識で問題ありません。
仕様書第 2 章第 7 条 上記に付随しますが、契約終了時の機器撤去について、以下お教えてください。 ・市内 1 か所に集約された物件を撤去するのか	デスクトップパソコンは市役所 4 階に設置し、ノートパソコン2台は地籍調査委託業者に貸し出す予定です。機器撤去の際は、市役所にまとめて引き渡しをさせていただきます。

・複数設置先からそれぞれ撤去作業を行うのか また、撤去先のエレベーター、スロープの有無、及び利用可否をお教えてください。複数拠点にまたがる場合はそれぞれお教えてください。	設置・撤去先は市役所4階になりますので、エレベーターの利用が可能です。最寄りの駐車場からは段差がないため、スロープはありません。
仕様書第2章第7条 契約終了時の機器撤去作業は、受注者責任の下、第三者に委託してもよろしいでしょうか。	委託しても問題ありません。第三者が決まった際はご連絡ください。

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課(keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp)に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口を持参することも可能です。
- 2 データで提出する際は、原則 Word 形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。